



JAPSW 発第 17-70 号  
2017 年 5 月 25 日

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部  
部長 堀江 裕 様

公益社団法人日本精神保健福祉士協会  
会長 柏木一恵



### 改正障害者総合支援法の施行に向けた要望書

平素より本協会事業に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝申しあげます。

さて、厚生労働省では「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向けて、改革の背景と方向性を示され、当面の改革工程に基づき検討課題に取り組まれてることと存じます。現在 2016 年に改正となった障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「改正障害者総合支援法」という。）の施行に向けた準備も、地域共生社会の実現を視野に入れて行われるものと承知しております。

つきましては、2018 年 4 月の改正障害者総合支援法の施行に向けて、本協会はソーシャルワーカーとして精神障害者の社会的復権を目指し、地域生活における相談支援を実践する専門職の立場から、下記の通り要望いたしますので、精神障害者もあたり前に暮らせる地域共生社会を実現するために、ご高配のほどよろしくお願ひいたします。

#### 記

##### 1. 就労支援に関すること

###### ○利用者自己負担のない制度にしてください。

【理由】利用者の中には、一割の自己負担が発生するため、自ら利用日数を減らす方もおられます。自己負担のある就労系事業所の利用者は、働いているのに利用料を払うため、自己負担のない利用者と比べ、大きな不公平感を感じています。公平なサービス利用を受ける権利を考えると一律自己負担のない制度にすることを求めます。

###### ○就労継続支援 B 型については、B 型アセスメントを希望者のみの実施としてください。

【理由】働くかどうかを事前にアセスメントされてからでなければ利用ができないしくみは、あたかも 1722 年に英国で実施されたワークハウス・テスト法を彷彿とさせます。一般企業では働けないという烙印を押されて初めて就労継続支援 B 型の利用を許されるというしくみは、屈辱的であり人権侵害にもあたると考えます。

またサービス等利用計画と合わせ、このアセスメントの実施によって、B型利用希望者はその正式利用までに1～2か月を要します。その間にモチベーションの低下や生活リズムや病状の悪化などを起こす方もおられます。ようやく福祉的就労の入り口まできた方にとっては不必要に利用を待たされるものであり、この制度は廃止してください。

## 2. 指定相談支援に関すること

### 1) 地域相談支援（地域移行支援）

○精神科に長期入院している住民の現状の把握をするために、各地方自治体別で1年以上の入院患者数と、その内65歳以上の人数を明らかにし各地方自治体に公表してください。

【理由】各地方自治体は、長期入院患者の地域移行について、何が地域課題になっているのかが分かりにくい状況です。

第5期市町村障害福祉計画の「入院中の精神障害者の地域生活への移行」について効果的な基盤整備量を設定するためにも、長期入院患者数を各地方自治体が把握して、目標数値に対する進行状況の確認と手立てができるようにしてください。また、各地方自治体が住民の長期入院患者数のうち高齢者的人数を把握することで、高齢分野との共通の課題として自立支援協議会や地域ケア会議での協議が可能になります。入院中ということで住民の支援を病院だけにお任せするのではなく、地方自治体として入院中の住民にアプローチする根拠としてください。

○都道府県に対しては、指定一般事業所の実態の把握、指導の強化を義務付けてください。

【理由】地域相談支援の給付数は、制度が開始された2012年度から4年経過した現在も、国が想定していた給付数の20%にも満たない低調な状況が続いています。指定一般相談支援事業所は都道府県が指定するが、実態として特に指導は行われておらず、自らの都道府県の各圏域において機能する指定一般相談支援事業所の設置数やその支援の中身の質といったことは把握し切れていないのが実情となっています。

指定一般相談支援事業所も更新制にする、指定を受けたが人員等にて実際には依頼を断っているといった事業所に対して都道府県が指導する、または指定を取り消すといったことも検討が必要です。中身のある指定一般相談支援事業所が圏域にどれくらいあるのかという実態を都道府県が把握したうえで質の向上に向けた技術的な支援や体制整備を考えていく必要があります。

○措置入院者及び医療保護入院者については、入院期間にかかる地域移行支援の対象者としてください。

【理由】地域移行支援は、精神科病院に入院している精神障害者である場合において、直近の入院期間が1年以上の入院者を中心に、1年未満の入院者であっても、例えば、措置入院や医療保護入院から退院する者で住居の確保などの支援を必要とするものや

地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる者については対象とすることができるとしています。

入院中及び退院後に本人の望む生活を実現するためには入院中からの関わりが効果的であることから、措置入院者及び医療保護入院者については、入院期間にかかわらず地域移行支援の対象者としてください。

## 2) 計画相談支援

○主任相談支援専門員は、精神保健福祉士の資格を有し、OJT やスーパーバイズをするスキルを有し、市町村の自立支援協議会への貢献する人材を求める。そのような「主任相談支援専門員（仮称）」を配置した事業所に、配置加算を新設してください。

【理由】「相談支援の質の向上に向けた検討会における議論のとりまとめ」においても記載されているように、「主任相談支援専門員（仮称）」は、事業所や地域において指導的役割を担う者であって、相談支援の仕組みを支える中核的な人材と位置付けるべきです。そのためには、精神保健福祉士等の国家資格を有していることを条件としてください。また、期待される役割を十分に果たすために、その活動の責任エリアの提示、所属する自らの法人や機関ではなく、責任エリア全体の人材育成を担うこと、地域で機能するために名誉職ではないことを示すためにも実務経験を必須とし、更新制にするなどの基準の設置が必要だと考えます。

○市町村の責務である委託相談は、市町村の裁量に任されているのが現状ですが、相談支援の質の担保のためには、委託相談は重要です。全市町村で、委託相談支援事業所を設置する義務を明文化してください。

【理由】全国 3,299 の指定一般相談支援事業所のうち、市町村から委託を受けているのは 1,407 事業所と全体の 43% に留まっている中（2015 年 4 月時点）、移動の時間や距離、マンパワー不足を理由に相談支援を受けていない指定特定・指定一般相談支援事業所も多いのが実情です。長期入院患者への退院支援の意欲喚起や、福祉サービス利用につながっていない方などは、委託相談によって地域生活が過ごせるような仕組みが必要です。そのためには、全市町村で委託相談支援事業所を設置し、基本相談が具体的に行われるよう求めます。

### 【問い合わせ】

公益社団法人日本精神保健福祉士協会 事務局

〒160-0015 東京都新宿区大京町23-3

四谷オーキッドビル7F

TEL. 03-5366-3152 FAX. 03-5366-2993

E-mail : office@japsw.or.jp